

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月10日（月） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員4名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、
13番 阿部 進

推進委員（4名）

1番 松田隆春、9番 奥水英治、10番 神谷正幸、11番 荒牧浩文、

- 4 欠席委員（推進委員）8番 荒牧茂嗣

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第4号 国土調査事業に伴う非農地証明願について

第3 報告事項

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第2号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次

係長 佐野 史晃
主査 原 美佐子

荒牧事務局長より、開会に先立ち、去る3月13日にご逝去された井田委員のご冥福を祈り、出席者全員にて黙とうを行う。

8 会議の概要

議 長 それでは、これより農業委員会を開会します。本日の委員13名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。5番 森田委員、6番 塩川委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。
まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見ををお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号 2 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。

議 長 それでは、事件番号 3 番につきまして、説明をお願いします。

【事件番号 3 番 説明】

議 長 事件番号 3 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号 3 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 3 番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 12 ページ議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして
13 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 補足ありません。

議 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員ですので、本案件につきましての意見を申し上げます。

委 員 本案件は、農振除外の際にも現地確認済みの案件で、県道の改良事業（大谷）に伴う事業所の移転に係る申請でございますので、問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 他にありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 引き続き、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 ありません。

- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員はこれも私ですので、本案件につきましての意見を申し上げます。
- 委 員 本案件は、申請者が建設業を営んでおられまして、必要な設備のために申請を行われるものです。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 崖をからっている立地条件ですが、事務所等の建設に問題はありませんか、
- 職 員 本件は、土地家屋調査士にも委託され、申請人本人も建設業を営んでおられますので、建築確認申請も同時進行でなされているかと思いますが、念のため確認いたします。
- 議 長 他にありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 28 ページ議案第3号 農用地利用集積計画の決定につきまして、29 ページをご覧ください。
農用地利用集積計画による所有権移転でございます。
こちらは、機構からの所有権移転です。
【説明】

次に機構への所有権移転です。
【説明】

所有権移転につきましては、以上となります。
引き続き農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。
【説明】

継続分は他 2 筆の合計面積が 5,236 m²となり、新規につきましては、32 筆の利用権設定となり、合計面積が 57,726 m²となります。以上となります。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　なし。

議 長 　無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 　次に、議案第 4 号、国土調査事業に伴う非農地証明願について上程します。事務局説明をお願いします。

係 長 　36 ページ議案第 4 号 国土調査事業に伴う非農地証明願につきまして、国土調査法に基づく地籍調査を実施した結果、非農地と認められる用地として、承認を求めるものであります。

37 ページをご覧ください。国土調査事業に伴う不許可転用確認調書となります。調査地区としましては山口地区の一部（20-4 地区）となっており、非農地対象筆数は 373 筆となっています。38 ページをご覧ください。こちらは宮若市国土調査事業実施計画図となっており、この区域が調査地区となります。39 ページ以降が調書の一覧表でございます。

【説明】

空白部分に関しては、変更はなく、変更された部分の記載が右の変更後の土地表示に記載された内容に変更されたようになります。今回は、転用確認となりますので、変更後の地目が、国土調査を行った結果、農地以外に変更されている一覧として提出されたものです。

今回この調書が全部で 2 地区ございます。77 ページからが長井鶴の一部（20-5 地区）99 筆となっています。

これらのものにつきましては国土調査係において、当該現況地目に変更するということで、法務局と協議後、登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議長 長 ただ今事務局より説明を受けましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手してください

委員 員 この国土調査にかかる非農地証明願については、何年に一度上がってくるものですか。

係 長 調査が終了次第、随時行っております。

委員 員 立会の時は、通知があるのか。

係 長 必ずございます。

委員 員 かなりの面積があるが、何か目的があって、非農地としているのか。

係 長 あくまで、現況に照らし合わせて地目の変更を行うもので、目的等はございません。

委員 員 遊休農地パトロールの調査地から除外するように、してください。

係 長 今年度より除外いたします。

議長 長 それでは、その他、質問・意見等ございませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議長 長 次に日程第3、報告事項でございます。
報告第1号、農地法第18条第6項の合意解約、
報告第2号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 90ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、91ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、92ページ報告第2号 非農地証明願届出につきまして、

93 ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第1号から第2号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。